

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

反訴原告(本訴被告) 示現舎合同会社 外2名

反訴被告(本訴原告) 部落解放同盟 外248名

反訴請求の趣旨拡張申立書

令和2年7月20日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

| | |
|---------|---------|
| 反 訴 原 告 | 示現舎合同会社 |
| 同 | 宮 部 龍 彦 |
| 同 | 三 品 純 |

頭書事件について、反訴原告らは、次のとおり請求の趣旨を拡張する。

第1 請求の拡張

反訴状の反訴請求の趣旨に次の2項を追加する。

- 6 部落解放同盟は宮部龍彦に対し、100万円及びこれに対する本書面送達から支払い済みまでの年5分の割合による利息を支払え。
- 7 部落解放同盟は三品純に対し、100万円及びこれに対する本書面送達から支払い済みまでの年5分の割合による利息を支払え。

第2 反訴請求の趣旨拡張の理由

反訴被告部落解放同盟は乙549の文書を各地の部落解放同盟の支部・地協、および市区町村が運営する隣保館に配布した。

乙549の文書に反訴原告宮部龍彦と反訴原告三品純の顔写真を掲載し、「悪質な差別行為」をしていると断じたことは、反訴原告らの人格権および名誉権の侵害である。また、隣保館に取材への非協力を求めたことは、業務妨害である。

従って、反訴請求の趣旨通りの損害賠償を求めて反訴を提起するものである。

以上